

岡崎市ネーミングライツ事業に関する契約書（案）

岡崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が所有する〇〇〇〇（以下「〇〇」という。）に係るネーミングライツ事業（以下「ネーミングライツ事業」）の実施に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、次条に定める対象施設に係るネーミングライツ事業について、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設及び愛称等）

第2条 甲が、乙にネーミングライツを付与する対象施設及び愛称は、次のとおりとする。

(1) 対象施設

(2) 愛 称

2 前項に定める愛称については、次条に規定する契約期間内は、原則変更しないものとする。

（契約期間）

第3条 ネーミングライツ事業の契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、愛称表示期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 乙は本契約の更新を希望するときは、契約期間が満了する6か月前までに、その旨を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項に定める通知があったときは、その適否を決定し、本契約の更新を決定する。ただし、通算の契約期間は10年を超えることはできない。

（ネーミングライツ料）

第4条 乙は、ネーミングライツ料として、年額〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を、各年度の当初に、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期限までに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間が1年に満たない年度については、月割りで算出した額を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期限までに納付するものとする。なお、契約期間が1月に満たない期間が生じる場合は、日割り計算は行わ

ず、1月分としてみなした額とする。

- 3 乙は、契約期間中に、施設の改修工事等により休館が予定されており、愛称の表示が困難となったときは、当該期間のネーミングライツ料等について、甲と別途協議することができるものとする。

(遅延損害金)

第5条 乙は、前条の期限までにネーミングライツ料を納付しなかったときは、納付すべきネーミングライツ料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該ネーミングライツ料の債務が発生した時点における、岡崎市債権管理規則（昭和39年規則第18号）第11条第2項に規定する率で計算した金額に相当する額の遅延損害金を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(契約保証金)

第6条 乙は、本契約の締結までに、金〇〇円（ネーミングライツ料の10分の1以上の額）を契約保証金として、甲が指定する方法により納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が本契約による債務の履行を保証する履行保証保険契約（保険期間が本契約の期間を満たすものに限る。）を締結し、甲を被保険者とする履行保証保険証券を甲に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 3 第1項の契約保証金（前項の規定により提出された保険証券を含む。以下同じ。）は、乙が本契約に定める義務を完全に履行したことを甲が確認したのち、乙の請求に基づいて速やかに返還する。ただし、契約保証金には利息を付さない。

- 4 乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとし、第2項の規定により保険証券が提出されている場合は、甲は当該保険会社に対して保険金の支払いを請求するものとする。

- 5 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(費用負担)

第7条 本契約の履行に伴う費用の負担は、次表のとおりとする。

負担区分	負担内容
甲の負担	・市ホームページの更新費用 ・市広報紙等への掲載費用 ・市パンフレットや封筒等の作成費用 ※
乙の負担	・看板等の新設及び表示変更費用 ・看板等の新設及び表示変更を行った箇所の修繕、維持管理に要する費用 ・契約期間の終了又は契約解除に伴う原状回復費用 ・愛称付与に伴う記念式典等の開催に係る費用 ・本契約証書の作成に要する費用（印紙代等）

※ 乙の意向により、既存の在庫がなくなる前の切替えに要する費用については、乙の負担とする。

（愛称の使用）

第8条 甲は、市ホームページ、市広報紙等において、対象施設の呼称として愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例上の施設名称は変更しないため、正式名称を記載する必要がある場合、その他甲が必要と認める場合は施設名称を使用する。

2 甲は、前条の規定により、市パンフレット等の印刷物を作成する場合、既存の在庫がなくなり次第、愛称を使用した新たなものに切り替えるものとする。

3 乙は、愛称を表示する看板等の製作及び設置に当たり、看板等のデザイン、仕様及び施工計画について、甲から事前に書面で承諾を得るものとする。

4 乙は、施設敷地内外の看板等（道路標識等を含む）の新設又は変更を希望するときは、事前に甲及び関係機関と協議の上、必要な手続を経て、自らの発注及び費用負担により実施するものとする。

（損害賠償及び免責）

第9条 乙は、本契約の履行に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 天災地変その他甲の責めに帰することができない事由により、施設が使用不能となりネーミングライツの行使が妨げられた場合、甲はその損害について賠償の責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第10条 乙は、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、乙は、解除希望日の6か月前までに、解除の理由及び解除希望日を記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

(1) 申込内容、提案内容等において虚偽、真実と異なる内容等が判明したとき

(2) 乙がネーミングライツ事業のパートナーとしての要件を欠くことに至ったとき又は要件を欠くことが明らかになったとき

(3) 社会的信用を損なう行為等により、市又は当該施設のイメージが損なわれるとき

(4) 指定された納期までにネーミングライツ料が支払われないとき

(5) その他パートナーとして適当でないと甲が認める事象があったとき

4 甲は、対象施設の廃止、移転、その他やむを得ない事由により、ネーミングライツ事業の継続が困難となった場合は、本契約を解除することができる。この場合におけるネーミングライツ料の取扱い、看板等の撤去費用及び原状回復費用その他必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合の原状回復費用は、乙の負担としない。

5 甲は前項の規定により本契約を解除しようとするときは、原則として、解除の日の6か月前までに、その理由及び解除の日を記載した書面により、乙に通知するものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

6 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、既に納付されたネーミングライツ料は返還しないものとする。

7 甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、甲は、愛称を使用できなかった期間その他の事情を勘案し、既に納付されたネーミングライツ料の全部又は一部を返還し、又はこれに相当する額を乙に支払うものとする。

8 甲は、第1項又は第3項の規定により本契約が解除された場合、これにより被った損害について、乙に対し賠償請求することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約における契約上の地位を第三者に移転し、又は本契約により生じた自己の権利の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

(原状回復)

第 12 条 乙は、本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙の負担において、甲が指定する方法及び期限に従い対象施設を原状回復しなければならない。ただし、甲が原状回復を要しないと認めたときは、この限りでない。

2 甲が、乙に代わり対象施設の原状回復を行ったときは、原状回復にかかった費用を乙に請求することができる。

(紛争の解決)

第 13 条 乙は、本契約の履行等に伴い、甲と第三者との間に紛争が生じたときは、甲に最大限協力することとし、甲とともにその処理・解決に当たらなければならない。

2 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所岡崎支部又は岡崎簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 14 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市
代表者 岡崎市長 内田 康宏

乙 ○○市○○町○○番地
○○○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○